

義務付け・枠付けの見直しによる独自基準一覧

※第1次一括法、第2次一括法の改正において、法改正が必要となったもののうち、千葉県として独自の基準を設定したもの

法律名	独自基準の概要	独自基準により見込まれる効果
児童福祉法 (保育所の設備及び運営に関する基準)	保育所の設備・運営基準について (1) 乳児室の面積基準 【国】1.65㎡、【独自】3.3㎡ (2) 開所時間 【国】なし、【独自】原則11時間	(1) 0歳児は、その相当数が満1歳に達する以前にほふくを始めることから、これら0歳児を1歳児室(ほふく室)へ移動させる必要が生じ、1歳児室(ほふく室)の定員を超過してしまう可能性が高い。3.3㎡にすることで、年度途中でほふくを開始した0歳児の基準面積の確保が可能となる。 (2) 保護者の就労時間、通勤時間の現状を考慮することができる。
児童福祉法(上記以外の基準)	児童厚生施設(児童遊園)の設備基準について 【国】なし 【独自】児童遊園の便所について、他の施設との共用可	新規に便所を設置することが困難な場合にも、地域の実情に合わせて施設を活用できる。
老人福祉法	①廊下幅(広域従来型) 【国】中廊下2.7m以上、片廊下1.8m以上(緩和規定なし) 【独自】中廊下2.7m以上(1.8m)、片廊下1.8m以上(1.5m) ②居室定員(広域従来型、地域密着従来型) 【国】1人(サービス提供上必要な場合は2人) 【独自】4人以下 ③介護職員室及び看護職員室の設置(広域・地域密着従来型) 【国】設置義務あり 【独自】業務に支障のない範囲で、介護職員室と看護職員室を同一の場所とすることを可とする ④入浴回数 【国】週2回以上の入浴又は清拭(広域・地域密着従来型) ・清潔を維持し快適な生活を営めるよう入浴の機会を提供、やむを得ない場合は清拭をもって代えることも可(広域・地域密着ユニット型) 【独自】清潔を維持し快適な生活を営めるよう週2回以上の入浴の機会を提供、やむを得ない場合は清拭をもって代えることも可とする ⑤排せつ介助 【国】心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う 【独自】排せつ介助の際は、特に異性からみられないよう配慮する旨を追加	地価が高く、人口密度が高いため、施設整備の土地の確保の困難性、建築コストの高さ、入居希望者数の多さ、入居に係る経済的負担の軽減などの課題に対処できる。
介護保険法	①廊下幅(介老保、介護予防、介老福) 【国】中廊下2.7m以上、片廊下1.8m以上(緩和規定なし) 【独自】中廊下2.7m以上(1.8m)、片廊下1.8m以上(1.5m) ②居室定員(介老福) 【国】1人 【独自】4人以下 ③介護職員室及び看護職員室の設置(介護予防) 【国】設置義務あり 【独自】業務に支障のない範囲で、介護職員室と看護職員室を同一の場所とすることを可とする ④入浴回数(介老保、介護予防・居宅サービス、介老福、療養型医療) 【国】週2回以上の入浴又は清拭 ・清潔を維持し快適な生活を営めるよう入浴の機会を提供、やむを得ない場合は清拭をもって代えることも可 【独自】清潔を維持し快適な生活を営めるよう週2回以上の入浴の機会を提供、やむを得ない場合は清拭をもって代えることも可とする ⑤排せつ介助(介老保、介護予防・居宅サービス、介老福、療養型医療) 【国】心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う 【独自】排せつ介助の際は、特に異性からみられないよう配慮する旨を追加	※敷地の有効活用、ケアの質の確保 ・整備の進捗・地域の実情を勘案し、多床室の整備の可能性を残すことができる。 ・車いすのすれ違いが十分可能な範囲で、要件を緩和することで、事業者の柔軟な対応を可能とした。 ・入浴回数の保障をすることで、入浴が十分実施されるようにした。 ・男女別の設置を義務付けることで、プライバシー等に特に配慮した。
障害者総合支援法	独自基準として、次の基準を追加 ・共同生活介護等に係る共同生活住居の敷地外設置について、通所によるサービスを提供する事業所の敷地を追加 ・入居定員について、同一敷地内に複数の共同生活住居を設置する場合の利用定員基準を追加	障害者が地域交流できる住まいの推進や外見上、特別の区域と見えることを避ける等という考え方の推進に配慮した住居の配置や大規模な共同生活住居の抑制等が図られる。
公営住宅法(入居基準)	同居親族要件	応募倍率の上昇の抑制
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)	・通路に排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過するのに支障のない構造とする。	障害者等の移動の円滑化及び安全性について一層の向上が図られる。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(特定公園施設の設置に関する基準)	・通路に排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過するのに支障のない構造とする。 ・階段の段、スロープとそれ以外の部分を容易に識別できるものとする。 ・障害者用駐車場は、通路からの距離ができるだけ短くなる位置に設ける。 ・男子用小便器について、両側に手すりを設ける。	障害者等の移動の円滑化及び安全性について一層の向上が図られる。